

## 【薬局】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容	
1 調剤全般に関する事項	1 処方箋の取扱い	処方箋の使用期間を超過した不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている。	
		「処方」欄の用法に係る記載がない又は不適切なものにつき、処方医への疑義照会をせずに調剤を行っている。	
	2 処方内容に関する 薬学的確認	2	薬剤の処方内容により禁忌投薬が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
			医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
			医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているものについて、確認を適切に行っていない。
			医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているものについて、確認を適切に行っていない。
			過量投与が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
			相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
			重複投薬が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
			薬学的に問題がある多剤併用が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
			投与日数調整のための頓服処方が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
			投与期間の上限が設けられている医薬品のうち、その上限を超えて投与されているものについて、確認を適切に行っていない。
	漫然と長期にわたり処方されているものについて、確認を適切に行っていない。		
	3 調剤	3	一般名処方に係る処方箋を受け付けた際に、後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。
			先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた際に、後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。
	4 調剤済処方箋の取扱い	4	保険薬剤師の記名及び押印がない。
医師又は歯科医師に照会を行った場合に、調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に回答内容の記載がない。			
処方医の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容の記載がない。			

## 【薬局】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
2 調剤技術料に関する事項	1 一包化加算	薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、一包化の理由を調剤録等に記載していない。
	2 自家製剤加算	調剤録等に製剤工程を記載していない。
		調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
3 薬学管理料に関する事項	1 薬剤服用歴の記録	患者ごとの薬剤服用歴の記録を作成していない。
		処方内容に関する照会の要点等の記載が不十分。
		患者の体質の記載が不十分。
		薬学的管理に必要な患者の生活像の記載が不十分。
		疾患に関する情報の記載が不十分。
		併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況の記載が不十分。
		後発医薬品の使用に関する患者の意向の記載が不十分。
		服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況の記載が不十分。
		服薬状況（残薬の状況を含む。）の記載が不十分。
		患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の記載が不十分。
		服薬指導の要点の記載がない、又は不十分。
		手帳活用の有無の記載がない。
		手帳を活用しなかった場合に、その理由と患者への指導の有無の記載がない。
今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点の記載が不十分。		
患者又はその家族等からの相談事項の要点の記載が不十分。		

### 【薬局】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
3 薬学管理料に関する事項	1 薬剤服用歴の記録	調剤日ごとに薬剤服用歴の記録を作成していない。
		薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。
	2 薬剤情報提供文書	用法の記載がない、不適切又は不十分。
		用量の記載がない、不適切又は不十分。
		効能、効果の記載がない、不適切又は不十分。
		副作用の記載がない、不適切又は不十分。
		服用及び保管取扱い上の注意事項の記載がない、不適切又は不十分。
		自局において支給可能又は備蓄している後発医薬品の名称及びその価格の記載がない。
	3 薬剤の記録用の手帳	必要に応じて服用に際して注意すべき事項の記載がない、不適切又は不十分。
	4 薬剤服用歴管理指導料	居宅療養管理指導費を算定している月に薬剤服用歴管理指導料（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷による臨時的投薬が行われた場合を除く。）を算定している。
		手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定している。
	5 麻薬管理指導加算	指導の要点について、薬剤服用歴への記載がない又は不十分。
		電話等による麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況を定期的な確認がされていない又は不十分。
		残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導が行われていない又は不十分。
		麻薬による鎮痛等の効果の確認を行っていない。
	6 重複投薬・相互作用等防止加算	薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
		処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた内容が、薬学的観点から必要と認められる事項に該当していない場合に算定している。
	7 服薬管理指導料	保険医療機関への情報提供に使用する様式が、別紙様式1又はこれに準ずる様式となっていない。

### 【薬局】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容	
3 薬学管理料に関する事項	7 服薬管理指導料	患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、薬剤服用歴等への記載が不十分。	
		残薬が確認された場合にその理由を把握していない。	
		残薬の状況の確認等を患者等から確認できなかった場合に、次回の来局時に確認できるよう指導し、その旨を薬剤服用歴等に記載していない。	
		継続的服薬指導を患者に対して実施した場合に、その要点を薬剤服用歴等に記載していない。	
			服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。
	8 特定薬剤管理指導加算	特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。	
		特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。	
		薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない、又は不十分。	
		従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。	
	9 乳幼児服薬指導加算	薬剤服用歴の記録及び手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない、又は不十分。	
		薬剤服用歴の記録及び手帳に、乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容の記録に記載がない。	
	10 吸入薬指導加算	保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴の記録に添付又は記載していない。	
	11 かかりつけ薬剤師指導料	患者に対し、規定の事項を説明した上で、同患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。	
12 外来服薬支援料	薬剤服用歴の記録に当該薬剤の名称を記載していない。		
	調剤後に患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握していない。		
	薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。		
13 在宅患者訪問薬剤管理指導料	訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名、処方医から提供された情報の要点、訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容、処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点、処方医以外の医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点について、薬剤服用歴への記載が不十分。		

**【薬局】個別指導における主な指摘事項（令和4年度）**

区分・項目等	算定項目等	指 摘 内 容
4 事務的事項	1 届出事項	管理薬剤師の異動の届出がない。
		保険薬剤師（常勤・非常勤）の異動の届出がない。
		開局時間、開局日の変更の届出がない。
		開設者（代表者）の変更の届出がない。
	2 掲示事項	薬剤服用歴管理指導料に関する事項の掲示がない。
		北海道厚生局長に届け出た事項に関する掲示がない。
		明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。
		明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
		後発医薬品調剤体制加算関係について、後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
5 その他	1 保険請求に当たっての請求内容の確	保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。